

令和6年度尼崎市屋外広告物講習会に係る考査問題についてのお詫びと訂正について

令和6年7月11日に開催の「令和6年度尼崎市屋外広告物講習会」にて実施した考査問題の内容に一部誤りがございました。お詫びして訂正させていただきます。受講者の皆様にご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

(1) 「考査問題」の冊子において誤りのあった箇所

「考査問題」の冊子（p.2）の抜粋

【問7】屋外広告物及び屋外広告業の関係法令に関する記述として、適切でないものはどれか。

1. 景観法は、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律である。
2. 道路に電柱やガス管を設け、継続して道路を使用しようとする場合、道路管理者の許可を受けなければならないが、広告塔を設ける場合は、その限りでない。
3. 高さが4メートルを超える広告塔を設置する工事を行う際には、工事の施工者は、工事に着手する前に、建築主事又は指定確認検査機関に、その工事の計画について確認を受けなければならない。
4. 広告板の設置のために道路上で作業をするときは、その作業の場所が属する区域の都道府県知事（その作業の場所が指定都市又は中核市の区域内にある場合は、その市長）の許可を受けなければならない。

正解である「適切でないもの」が複数含まれているにもかかわらず、この点についての説明が不足しておりました。

（誤）

適切でないものはどれか。

（正）

適切でないものを全て選んでください。

(2) 「考査 解答・解説」の冊子において誤りのあった箇所

「考査 解答・解説」の冊子 (p. 2) の抜粋

【問7】 **正解2**

《出典》「屋外広告物の知識」法令編 第五次改訂版 P.182～

《解説》1. 正しい。景観法第1条。「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする」とされている。

2. 正しい。道路法第32条第1項第1号。「道路管理者」とは、国道にあつては国土交通大臣、都道府県道にあつては都道府県知事、市長村道にあつては市町村長のことである（一部例外あり。道路法第18条第1項。）。

3. 正しい。建築基準法第88条第1項、第6条第1項、第6条の2、建築基準法施行令第138条第1項第3号。「高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの」については、建築基準法第88条第1項により準用する同法第6条第1項又は第6条の2により、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされている。

4. 適切でない。広告板の設置のために道路上で作業をするときは、その作業の場所を管轄する「警察署長」の許可を受けなければならない（都道府県知事等の許可ではない。）。

正解が「2」と「4」の2つであるにもかかわらず、「2」のみしか記載ができておりませんでした。

(誤)

正解2

(正)

正解2・4

「適切でない」選択肢であるにもかかわらず、「正しい」と記載してしまいました。正確な解説は、以下のとおりです。

(正)

2. 適切でない。道路法第32条第1項第1号により、広告塔を設ける場合も許可が必要である。

なお、「道路管理者」とは、国道にあつては国土交通大臣、都道府県道にあつては都道府県知事、市長村道にあつては市町村長を指します（一部例外あり。道路法第18条第1項。）。